

資料6

○東大阪市男女共同参画推進条例

平成16年7月1日東大阪市条例第19号

東大阪市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策（第10条—第19条）

第3章 東大阪市男女共同参画審議会（第20条）

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、「平等・開発・平和」をテーマに掲げた1975年の国際婦人年以降、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准を軸とした国際社会の動きと連動したかたちで進められ、男女共同参画社会基本法等の法整備がなされてきた。

東大阪市においては、これまでも国内外の動向を考慮しつつ、すべての人々の人権の尊重と男女平等を基本とした様々な施策を推進してきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識及びこれに基づく社会における制度又は慣行が依然として存在しており、多くの市民が社会における男女間の不平等を感じている状況があり、さらに、女性に対する暴力が社会問題化するなど解決しなければならない課題が未だに残されている。

少子高齢化、国際化、高度情報化等の社会経済環境が大きく変化する中、男女の性別にとらわれることなく、一人一人の能力と個性が生かされ、自らの意思で職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野に参画し、責任を分かち合い、生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会の実現は緊要な課題である。

ここに、男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民、事業者及び教育関係者が一体となって男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、（本市の区域内に通勤し、又は通学する者を含む。以下同じ。）、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の平等を基礎とする男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 本市の区域内において、公的であると私的であるとを問わず、及び営利であると非営利であるとを問わず事業を行うものをいう。
- (3) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校、地域その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境、学習環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の関係にある者又はあった者からの身体的、社会的、経済的、性的若しくは心理的な危害若しくは苦痛を与える行為又は与えるおそれのある行為をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 個人としての尊厳が性別に関わりなく重んじられること、性別によって直接的であると間接的であるとを問わず差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力

を発揮する機会が確保されること及び女性に対する暴力が根絶されること。

- (2) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されるべきこと。
- (3) 性別による固定的な役割分担意識を反映して、社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されるべきこと。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるべきこと。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動を両立して行うことができるようにすること。
- (6) 男女が、それぞれの身体的な特徴についての理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されるべきこと。
- (7) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接に関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならないこと。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を重要な政策として位置づけ、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、大阪府、市民、事業者及び教育関係者との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保、職業生活における活動と家庭生活における活動を両立して行うことができる職場環境の整備等により、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を図るための教育を行うよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第8条 何人も、直接的であると間接的であるとを問わず、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンス及びこれと関連する児童虐待を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、女性に対する暴力等を助長する表現及び人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、東大阪市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者及び教育関係者（以下「市民等」という。）の意見が反映されるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画施策の策定に必要な事項について調査研究を行うとともに、

その成果を男女共同参画施策に反映させるものとする。

2 市長は、前項の成果を公表するものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年度、男女共同参画施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(広報活動等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する広報活動を行うとともに、市民等に対する啓発及び必要な情報の提供を行うものとする。

(教育及び学習の推進)

第14条 市は、市民等が教育及び学習を通じて男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(活動又は取組への支援)

第15条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動又は取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(体制の整備等)

第16条 市は、男女共同参画施策を総合的に推進するため、必要な体制の整備に努めるとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止及び被害者支援)

第17条 市は、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の防止に努めるとともに、その被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うよう努めなければならない。

(拠点施設)

第18条 市は、東大阪市立男女共同参画センターを男女共同参画施策を推進するための拠点施設とする。

(苦情等の申出)

第19条 市民等は、市が実施する男女共同参画施策又は市が実施する施策のうち、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて、苦情及び意見を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合において必要と認めるときは、東大阪市男女共同参画審議会の意見を聴き、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 東大阪市男女共同参画審議会

第20条 本市に、東大阪市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 基本計画に関し、第10条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

(2) 苦情等の申出について、前条第2項に規定する事項を処理すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会の会議は、市長が規則で定める場合を除いて公開とする。

5 審議会は、委員15人以内で組織する。

6 委員は、学識経験者、公募に応じた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

7 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

8 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条及び第20条の規定は、市長が規則で定める日から施行する。

(平成17年規則第4号で平成17年2月1日から施行)

2 平成15年3月31日に策定された男女共同参画推進プランひがしおおさか21は、第10条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。